



全改協だより

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-2-15オリエントビル6階
 発行所 一般社団法人全国牛乳流通改善協会
 TEL.03-6380-8021
 FAX.03-6380-8435
 e-mail : mail@zenkaikyou.or.jp
 U R L : www.zenkaikyou.or.jp
 twitter : @zenkaikyou
 facebook : 全国牛乳流通改善協会

平成27年度の全改協事業について

一般社団法人全国牛乳流通改善協会(全改協)は、本年度も牛乳販売店の活性化・経営の安定的発展の実現、組織強化等を目的に事業を実施しています。前号では、事業内容の説明、参加の案内をいたしました。各事業の内容を改めて説明し、現時点での実施状況をお伝えします。

公益目的事業(継続事業)

①牛乳販売店優良事例発表会(事例集発行事業)

「優良事例発表会」は、全国の加盟店から募集したすぐれた取り組み例を中央で発表・表彰します。事例を「優良事例集」としてとりまとめ、全国の加盟店に配布し、飲用牛乳の普及に活用する、全改協の看板事業ともいべき事業です。

現在の状況

本年度は11流改協から審査を経て推薦がありました。10月9日(金)の第一次審査会で中央発表候補店を選出しました。現在、経営専門家が候補店を訪問調査しています。

第一次審査ならびに訪問調査で特に重視する項目は、候補とされた加盟店の活動内容です。現在全改協は「安心・安全・社会貢献」を目標に掲げています。優良事例の審査で重視する点も、「お客様」や「地域社会」に貢献しながら飲用牛乳を普及させているからです。

ふさわしい活動をしている加盟店を表彰しますので、皆さまのお店のご参考にしてください。

今後のスケジュール

最終ステージ「中央発表会、事例集の発行まで」

今後は、次のようなスケジュールで進んでいきます。

第二次審査委員会の開催(12月11日開催予定)

中央発表会、中央審査会の開催(来年2月5日東京で開催予定。第二次審査で選定された加盟店が自店の事例を発表後、中央審査委員会の審査を経て、農林水産大臣賞ほかの受賞店舗を決定、表彰する)

事例集の作成と配布(来年3月予定。飲用牛乳の普及啓発に役立てる目的で、流改協ほか、メーカー、農水省はじめ関係各方面に配布)

農林水産大臣賞の受賞は加盟店の皆さまの誇り

本事業のように、各店舗の具体的経営ノウハウを公開し、他店の経営に役立てる、という事業を行っている例は他にあまりありません。これは全改協の誇りです。全改協の加盟店の皆さまの向上の大きなご参考になることを願い、また飲用牛乳の普及啓発につながることも目的として実施しています。

ここ数年は、社会貢献、地域への貢献という行動を重視して審査しています。この観点での審査の結果、トップの農林水産大臣賞を受賞することは、その加盟店がお客様、地元に対して大いに誇れる大変名誉なことであり、受賞することは励みになります。この事業は今後も継続いたします。各流改協にて加盟店のすぐれた事例を、ぜひ来年度以降の優良事例事業で応募されますようお願いいたします。ご自身から応募に名乗り出ていただくほどの活気、熱意をお持ちの加盟店が増えることを全改協として願っております。

②牛乳屋さんのお仕事体験(体験事業)

加盟店様に、学校の授業の一環である職業体験の受け入れ先に



第2回 牛乳ヒーロー&ヒロインコンクール 牛乳販売店特別賞受賞作品 「いちごミルク」

紙面から

本年度事業の概要 (1~2面)
 全改協の活動 (2~3面)
 マイナー制度について (4面)

なつていただき、牛乳屋さんの業務を体験してもらう事業です。職場体験を通じて働く意義や基本を学ぶ。牛乳の有用さを理解する。牛乳をさらに飲むきっかけとし、健康増進や、からだ・体格の向上に寄与することが目的です。さらに幼稚園や保育所、小学校が実施する「職場訪問」「社会科見学」の受け入れも行います。

10月初め現在で、北海道、宮城、秋田、埼玉、東京、愛知、岡山から実施の申請が出され、全部で生徒46名プラス1団体を受け入れる計画です。参加の中学生には、牛乳販売店の業務全般の体験と同時に、用意した資料で牛乳について学んでもらい、正しい知識を得てもらいます。

昨年度までの実施でも、「牛乳販売店の業務や乳牛、牛乳について知らなかったことがあり、役に立った」という声が寄せられており、職場体験と牛乳に対する正しい理解の拡大に役立っています。これにより、牛乳販売店の地域貢献の内容が新たに増え、全改協の加盟店の社会的な地位が向上することが期待できます。

実施のご報告は、次号 新年号に掲載する予定です。



あなたの骨と腸をサポート!

森永カルダス

生きたまま腸まで届くビフィズス菌でお腹の調子を整えます!

消費者庁許可 保健機能食品(特定保健用食品)※乳製品乳酸菌飲料 (宅配専用1本 180ml)

- ミルクカルシウムが2倍(当社普通牛乳比)
- 鉄分1mg
- 森永独自のビフィズス菌(BB536)
- カルシウムの吸収を助けるビタミンD



森永乳業

商品に関するお問い合わせ

0120-369-465

(受付時間: 土日祝日、年末年始を除く9:00~17:30)

③ 妊産婦への牛乳促進 (啓発事業)

宅配牛乳を妊産婦さんのいる世帯と新規で契約し、3ヶ月間の代金の半額相当分を加盟店を通じてお客様に補助する事業です。

本年度はインターネットで参加を募る方法を廃止し、流改協ごと加盟店にお客様を獲得していただいています。

10月末現在で、北海道、青森、宮城、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、三重、広島、佐賀、長崎、熊本、宮崎から実施の申請が出され、全部で約300名程度の妊産婦さんが対象となる計画です。

事業終了後も妊産婦さんに契約を続けてもらうよう働きかけ、「お得意さん」になつていただくことを目標としています。

④ ミルクカレンダー (広報物配布事業)

本年も、牛乳の効用や栄養、料理への活用を掲載したミルクカレンダーを作成し配布します。今回(2016年用)も、(一社)Jミルクが推進する「乳和食」の効用である、牛乳の減塩効果を訴えます。

「乳和食でかんたん 美味しく減塩」というタイトルで、「乳和食」料理の提唱者・第一人者である小山浩子先生が料理を紹介しています。「5つのミルクマジック」のうちどれを使ったか、一般的な同じ種類の料理と比べて何グラム減塩できるか、などをアイコンで示し、宅配牛乳を使った健康増進に役立つ内容です。

注文された全改協の加盟店さまに年内のお客様への配布に間に合うようお届けいたしました。

全改協固有事業

① 地域安全パトロール



全改協の地域貢献活動のひとつとして本年度から本格実施している事業です。配達時や集金などの機会を利用して犯罪抑止、見回り活動をしていただきます。各流改協では、警察との協力宣言の伝達式、パトロールの出発式を実施していただいています。

全改協だよりでは、定期的に、伝達式・出発式の開催報告、また実際のパトロールの成果について紹介いたしますので、ご報ください。

前号7月15日発行第74号以降のご報告

6月26日に熊本県畜産会館にて、県警、流改協、加盟店から19名参加、車両9台で出発式を実施。

6月28日付けの熊本日日新聞夕刊で報道されました。



熊本県実施写真

宮崎県

7月21日「犯罪の起きにくい社会づくり」として、宮崎県警本部で締結式を開催、警察本部庁舎駐車場で出発式を開催。県警、流改協、加盟店から38名参加、車両10台で出発式を実施。

NHK「イブニング宮崎」で、取り組みの意義についての甲斐会長のインタビューも交えて報道されたほか、7月21日、MRT宮崎放送ニュース、7月22日付け宮崎日日新聞で報道されました。

千葉県

10月15日、県警と流改協の交渉終了。ステッカーへの「都道府県警察」名義使用が許可されました。

群馬県

10月16日「犯罪の起きにくい社会づくりに関する覚え書き」の調印式を群馬県警察本部で開催。群馬県庁屋外駐車場で行われ、流改協、県警の生活安全部長と流改協会長の調印式の後、県庁に移動して各加盟店が宣言後配達車両に乗車し、パトロールに出発しました。

青森県

10月21日、出発式を開催しました。



群馬県実施写真

全改協の活動内容についてお知らせします

① 公益目的事業検討委員会を開催

全改協事業の改善のために

本年5月から6月にかけて全国5地域で実施した地区別代表者会議で、普及啓発事業(公益目的事業)について意見を伺いました。その後、これらの改善すべき点について、橋本会長の指示で設置した「公益目的事業検討委員会」において、本年7月、9月、10月の3回にわたり検討を実施し、来年度以降の方向性を打ち出しました。

委員会が出された主な改善点をお伝えします。正式な内容は、来年度の地区別代表者会議等でお知らせいたします。

② 買い物弱者対策

高齢者などを中心とする買い物弱者の増加が問題となっています。宅配、低温配送による商品の品質保持に優れた実績を持つ牛乳販売店が、宅配牛乳類以外の商品、いわゆる二次商品の宅配を質・量ともに増やすことは、牛乳販売店の社会貢献、地域貢献につながります。

このための方法として、二次商品を管理のもと清潔・安心にお客様に渡せるよう、全改協独自の「宅配ボックス」を使つていただくことを目指しています。

この事業を本格実施するための検討材料として、本年8月から10月に



EPボックス

かけて、サンプルとなる地域を抽出してテストを実施しました。希望する流改協を通じて加盟店に2種類の宅配ボックスを配布し、使用後気付いた点を記入していただくアンケートを送

③ 食品流通構造改善緊急対策事業

公益財団法人食品流通構造改善促進機構(食流機構)の緊急対策事業を活用し、加盟店が設備や機器を導入する際の費用の低減を図る事業です。

設備や機器を導入する際に、リースや割賦にかかる利息の2/3を食流機構が負担するため、加盟店の費用がそれだけ軽減される制度です。

今年度は8月末に参加申込み締め切りでしたが、北海道、愛知県、岐阜県から応募がありました。

① 大きく変わる可能性のある「啓発事業」ターゲットを妊産婦以外にも拡大

目立つて変わる可能性があるのが啓発事業(妊産婦への牛乳促進)です。現在の補助のターゲットを妊産婦以外にも広げることが検討されています。また、補助対象商品の枠も広げる予定です。したがって募集用のチラシのデザインもまったく変わる予定です。



リニューアルします

煩雑だったとの声をいただいている手続き等についても、加盟店の皆さまの実務の妨げにならないよう簡略化を図ります。

② 新しい加盟店の発掘にむけた見直し、報告書、採点表などに層の改良「優良事例」

優良事例では、応募の際に各加盟店にご記入いただく報告書や採点表について、さらなる変更をし、時代に合ったもの、全改協・流改協が目指す牛乳販売店が高い評価を受けられるように改良する予定です。また、参加のすそ野を広げ、新しい

③ 加盟店への感謝状の贈呈を検討「体験事業」など

全改協事業への協力に対する加盟店への感謝状の贈呈など(体験事業)での生徒の受け入れ等)を検討しています。

改善点を盛り込んだ新たな普及啓発事業については、流改協の皆さまに事務局代表者会議で直接ご説明するほか、この「全改協だより」でもご説明し、加盟店の皆さまにも伝わるようにいたします。

② 特定商取引法の見直しに向けた対応

お客様を勧誘する活動は、加盟店の皆さまにとって欠かせない営業活動です。

訪問勧誘や電話勧誘などの訪問販売は特定商取引に関する法律(以下「特商法」といいます。)に規定されています。現在、いろいろな職種が行っている訪問販売、電話勧誘の中には、ルールを守らない強引な例があり問題となつています。

消費者庁の相談窓口へ寄せられた苦情・相談件数は、2014年度には8万9千件でした。

政府は、特にお年寄りの世帯をこれら強引な販売から守るた

め、法律の規制をさらに強めることも検討されています。本年1月、内閣府に設置されている消費者委員会に、内閣総理大臣から特商法見直しの諮問がありました。消費者委員会に「特定商取引法専門調査会」が設置され、現在見直し検討を行っています。

専門委員会が発表した検討の「中間整理」に9月の1ヶ月間で寄せられた意見40,315通のうち、「規則強化・見直しに反対、慎重な意見」は39,428件で、「規則強化に積極的な意見」の545件を大きく上回りました。

全改協としての活動
消費者庁の担当者や橋本会長が意見交換・情報交換を行った

●特定商取引法専門調査会にオプザーバー参加して情報収集
↓同委員会の「中間整理」に対して意見を発信(左に全文掲載)

●加盟店の訪問販売活動に支障が出ることがないよう消費者庁に対して働きかけ

消費者委員会に対する全改協の対応

情報収集、意見の発信を行っています

全改協としての活動

消費者庁の担当者や橋本会長が意見交換・情報交換を行った

●特定商取引法専門調査会にオプザーバー参加して情報収集
↓同委員会の「中間整理」に対して意見を発信(左に全文掲載)

●加盟店の訪問販売活動に支障が出ることがないよう消費者庁に対して働きかけ

消費者庁特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する一般社団法人全国牛乳流通改善協会の意見(全文)

昭和40年代までは牛乳の流通の中心は「牛乳販売店」が担っていた。

その後、流通の変化によって牛乳流通の主流は、スーパー・CVSへと移行し、現在に至っている。

その様な中にあっても全国でおよそ1万店の牛乳販売店が存在し、約500万軒のお客様の支持をいただいている。日本の酪農乳業界にも僅かではあるが貢献している。

牛乳販売店の約90%は小規模経営の販売店であり、地元を中心訪問営業や電話

勧誘によって営業を継続している。

今般、特商法の見直しにあたり、我々牛乳販売店の生命線である訪問営業や電話勧誘を禁止することは避けていただきたい。

禁止された場合は、90%の牛乳販売店は廃業に追い込まれてしまう。

また、飲用牛乳の消費にもすくなく影響が出る。

現在、牛乳販売店は各地域において、地域密着のもと、牛乳乳製品の効果・効能をお伝えする

健康サポーターとして活動している。

併せて、ご利用いただいている多数の高齢のお客様の見守りや地域の安全パトロールを全国展開している。

今後牛乳乳製品の普及拡大はもとより、大切なお客様の健康を願い、全国の牛乳販売店が一丸となって取り組む「自主規制マニュアル」を作成すべく現在、準備中である。

現在、牛乳販売店は各地域において、地域密着のもと、牛乳乳製品の効果・効能をお伝えする

(おことわり:上の「意見」は、全改協としての自主規制マニュアル案を検討するより以前の時点で作成・意見提出したものであり、その後の検討と言葉づかい等一部異なっている点があります。)

牛乳販売店の「宅配」に関する自主規制マニュアルを作成し、全改協として健全な宅配活動の継続を目指す

全改協に加盟している牛乳販売店は地元根ざした販売活動を長年にわたって行っており、消費者の皆さまの迷惑にならないよう強引な訪問販売、勧誘は行っていませんが、しかし、これまで述べたように、一部の悪質な行為が、加盟店の活動を制約する規制強化につながるのではないよう、業界全体を見渡して過激な勧誘にブレーキをかけることが必要と考えました。

このため、「牛乳販売店の「宅配」に関する自主規制マニュアル」を作成することとしました。

「公益目的事業検討委員会」に大手乳業メーカーの方を委員として迎え、自主規制マニュアル原案を作成しました。本紙を作成している段階ではまだ機関決定を受けていませんのでお示しできませんが、内容として、
●お客様を訪問する際には身分と訪問目的を明示すること
●不当な勧誘行為(契約に際して事実と違うことを言うこと、故意に事実を告げないこと、脅すこと、無理に契約させることなどは禁止されていること)
●苦情対応・指導について
●クーリングオフについて
など、宅配で守っていただけかなければならないこと、知っていたいただきたいことを盛り込む予定です。

【参考】

特商法専門調査会で検討されている規制の方法

訪問販売の規制、禁止として考えられている方法には、次の5つがあります。

① 全面禁止

(原則として勧誘行為を禁止)

↓勧誘を要請していない顧客に対して電話・訪問勧誘を行うことを禁止。

② 一般的承認

(原則として勧誘行為を禁止)

↓勧誘を要請した顧客、勧誘を受けても良いという意思表示をした顧客のみ電話・訪問勧誘の禁止の例外とする。「オプトイン」といいます。

③ 一般的拒絶

(原則として勧誘は可能)

↓電話・訪問勧誘を原則として行ってもよいが、特定の契約についての勧誘を受けない

↓電話・訪問勧誘を原則として行ってもよいが、勧誘一般を受けないという意思表示をした顧客については勧誘を禁止する。「オプトアウト(契約ごとの具体的拒絶)」といっています。

④ 事業者ごとの具体的拒絶

↓電話・訪問勧誘を原則として行ってもよいが、特定の事業者からの勧誘を受けないという意思表示をした顧客については、その事業者の勧誘を禁止する。「オプトアウト(事業者ごとの具体的拒絶)」といっています。

⑤ 契約ごとの具体的拒絶

↓電話・訪問勧誘を原則として行ってもよいが、特定の契約についての勧誘を受けない

という意思表示をした顧客については、その特定の契約についての勧誘を禁止する。「オプトアウト(契約ごとの具体的拒絶)」といっています。

業界初、配達ルート記憶ナビゲーション「プロ道君」発売開始!!

お使いのナビゲーションは、遠回りしたり、目的地付近で案内が終わってしまうことはありませんか? 「プロ道君」はベテラン配達員と同じ道を記憶し、宅配BOXまで案内します。

※「プロ道君」は「らくらく牛乳屋さん」「市乳君」等の基幹システムと連動いたします。

株式会社メガアシスト
〒299-1162
千葉県君津市南子安2-9-1
TEL:0439-27-1808
FAX:0439-27-1809
HPアドレス <http://www.megaassist.info/>

販売価格:
セット内容:管理ソフト1台
タブレット端末用ソフト(タブレット端末込み)1台
地図ソフト1台
773,500円(税別) 5年リースの場合:月額14,310円(税別)
※リース会社、信販会社によって金額が異なる場合がございます。

「勧誘を受けない」という意思表示「拒絶」の方法としては次のようなものが考えられています(検討中のものを含みます)。

a 訪問販売の意思表示
ステッカー等で拒絶の意志を表示する
自治体単位等で、訪問販売を拒絶したい人を登録する
b 電話勧誘の意思表示
自治体等で、電話勧誘を拒絶したい人を登録する

上の「参考」のような厳しい規制が敷かれてしまうと、加盟店の営業活動に大きな打撃になります。営業活動に支障が出るようなことがないように、そして現実的な規制に落ち着くように、全改協として行政に対して正しい理解活動に努めています。

この件につきましては、本誌「全改協だより」でのお知らせだけでなく、流改協を通じてタイムリーに加盟店様にお知らせをしています。

マイナンバー制度 来年1月から利用開始

個人を識別するための12桁の番号「マイナンバー」が発行されることが法律で決まり、来年1月から利用開始になります。

日本国内に住民票登録をしているすべての人に割り振られるマイナンバーは、皆さまの販売店、事業所でも厳重な管理をしつつ扱う必要があります。

ここでは、マイナンバーで、流改協、加盟店は

- ・何をしなければならないのか
 - ・注意しなければならない点
- をご説明します。



マイナンバーで事業者(流改協、加盟店)は 何をしなければならないのか

マイナンバーを取り扱う場合には、事業者は次のような対応をしなければなりません。

- ①個人番号を従業員から取得する際の本人確認
- ②個人番号の漏洩、滅失、毀損の防止、その他の適切な管理
- ③上記②のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる
- ④従業員を対象に、必要かつ適正な監督、教育を行う

安全管理措置

各事業所に「必要かつ適切な安全管理措置」を講じることが求められています。大変重要ですが、事務作業上は大きな負担になります。

各事業所は、個人番号を扱う業務についての「基本方針」と、具体的な個人番号取り扱いを定めた「取扱規程」を策定しなければなりません。

この取扱規程には

- ①「組織的安全管理措置」(組織体制の整備、情報漏洩時の対応体制等)
- ②「人的安全管理措置」(取扱担当者の教育、監督等)
- ③「物理的安全管理措置」(取扱区域の隔離、盗難防止のための施錠等の措置等)
- ④「技術的安全管理措置」(外部からの不正アクセス防止等)

を定めることになっています。

各流改協、ならびに加盟店各店も、すべてこの対応をとらなければなりません。なおこれらの内容は、平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会が発表した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に記載されていますので、これをもとに対策を立てていただくことをお勧めいたします。

注意しなければいけない点 万が一漏洩した場合は厳罰が —対策が必要な理由—

現時点では、個人番号の「管理」の措置について、実行状況の立ち入り検査がされる等のことは予定されていませんが、個人番号の漏洩を防ぐことが重要です。

万が一、管理している個人番号が漏洩した場合に、仮に上記の管理措置をとっていなければ、事業所として大きな責任問題になる可能性があります(右上の「【参考】」欄参照)。

なお漏洩させる以外にも、法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりした場合でも、罰則が適用されます。納税、社会保障以外の用途で勝手にマイナンバーを利用することは絶対に避けましょう。

【参考】番号法の罰則(主要なもの)

正当な理由なく、業務で取り扱う個人の情報が記録された特定個人情報ファイルを提供

4年以下の懲役または200万円以下の罰金(併科※されることもある)

業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用

3年以下の懲役または150万円以下の罰金(併科※されることもある)
(※併科…懲役刑、罰金刑の両方が課されること)

上記の刑事罰は、不正行為を行った従業員に対してのものですが、同時に、この従業員を雇用している事業所に対しても刑が科される「両罰規定」となっています。従業員が違反をすると、社長等事業所のトップの責任が問われるうえ、信用が失墜します。取扱は慎重の上にも慎重にしましょう。そして疑問に思ったとき、迷ったときは専門家や政府の問い合わせ窓口など、責任のあるところに問い合わせ、正しい解決をしましょう。

不明な点は国の窓口へ直接お問い合わせを

政府の「ガイドライン」には詳しい説明がないため、運用の詳細については専門家であっても解釈が分かれている点があります。不明な点については、直接国の問い合わせ窓口にお問い合わせをおすすめします。

問い合わせ先

0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)
(つながらないときは)050-3816-9405

土日祝日・年末年始を除く 平日9:30~17:30



1本で1日分のカルシウムと鉄分が摂れる!
ビタミンD、ビタミンB12も1日分!
さらに牛乳4.4本分(800ml)のMBP®を配合!

※普通牛乳比(日本食品標準成分表2010)

カルシウム

鉄分

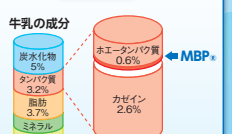
普段の食事からは摂取しにくいカルシウムと鉄分。カルシウムはどの年代でも不足しており、鉄分は特に女性が不足しています。どちらも大切な栄養素であるため、毎日意識して摂ることが必要です。

ビタミンD

ビタミンDは、カルシウムの吸収を促進する栄養素です。近年、骨粗しょう症関連の学会等で非常に重要であると再注目されています。

MBP®

MBP®は、牛乳や母乳に含まれる、微量なたんぱく質です。MBP®について、詳しくは雪印メグミルクホームページをご覧ください。



カルパワーMBP® 1日分のカルシウムと鉄分

※栄養素等表示基準値(2005)に基づく

栄養成分1本(180ml)当たり

エネルギー	78kcal	カルシウム	700mg
たんぱく質	5.8g	鉄分	7.5mg
脂質	1.9g	ビタミンD	5.0μg
炭水化物	9.3g	ビタミンB12	2.0μg
ナトリウム	80mg	葉酸	100μg
		M B P	40mg

写真はイメージです。

宅配専用

雪印メグミルク宅配フリーダイヤル

商品に関するお問い合わせ

0120-758-369

(受付時間:日・祝除く9:00~17:00) <http://www.meg-snow.com/takuhai/>